

給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

令和 年 月 日

錦江町長 殿

申請者 (特別徴収義務者) 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名印 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印)



電話番号 - -

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

税条例第 46 条第 2 項の規定による給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例適用の承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月以後の支払に係る給与又は退職手当等から徴収すべき町民税及び県民税の税額					
申請の日前 6 月間の各月末の給与の支払を受けた人員及び各月の支払金額 (外書は臨時勤務者に係るもの)	年 月	(外 人) 人	(外 円) 円	年 月	(外 人) 人	(外 円) 円
	年 月	(外 人) 人	(外 円) 円	年 月	(外 人) 人	(外 円) 円
	年 月	(外 人) 人	(外 円) 円	年 月	(外 人) 人	(外 円) 円
やむを得ない理由により現に滞納している徴収金がある場合には、その理由						
申請日前 1 年以内に納期の特例の承認が取り消されたことがある場合には、その年月日	令和 年 月 日					
給与の支払を受ける者のうち錦江町内の居住者	申請日の属する年の 1月1日現在		人	申請日現在		人

【記載上の注意事項等】

給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の納期の特例について

(1) 納期の特例の承認を受けることができる者

この特例の承認を受けることができるのは、給与の支払いを受ける者が常時 10 人未満の事務所等の特別徴収義務者です。

(2) 上記(1)における注意事項

ア 「事務所等」というのは、事務所、事業所その他これに準ずるもので、給与の支払事務を取り扱うものをいいます。

イ 「常時 10 名未満」というのは、常には 10 人に満たないということであって、繁忙時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が 10 人未満であるということです。

ウ 町税に滞納がある特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、納期の特例の承認を受けた後において町税に滞納があると、この特例の承認を取り消す場合がありますのでご注意ください。

(3) 納入期間及び納入期限

この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間に係る給与又は退職手当等から徴収した町民税・県民税特別徴収税額を、それぞれの納入期限までにまとめて納入することができます。

区 分	納入期限
6 月から 11 月までの期間	12 月 10 日
12 月から翌年 5 月までの期間	翌年 6 月 10 日

※承認を受けた日の属する期間は、その日の属する月から、その期間の最終月までとなります。

(4) 納期の特例の要件に該当しなくなった場合

この特例の承認を受けた後において、給与の支払いを受ける者が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく届け出てください。